

行田市立太田西小学校・太田東小学校再編成準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 行田市立太田西小学校及び太田東小学校（以下「小学校」という。）の再編成について調査審議し、再編成に伴い新たに設置する学校の開校を円滑に進めるため、行田市立太田西小学校・太田東小学校再編成準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 校名、校歌、校章等に関する事。
- (2) 体操服等に関する事。
- (3) 閉校及び開校に係る記念事業に関する事。
- (4) 通学路、通学方法、安全対策、スクールバスの運行計画等に関する事。
- (5) 教育目標、教育課程及び学校行事に関する事。
- (6) 児童会、PTA等の組織及び運営に関する事。
- (7) 交流学習に関する事。
- (8) 学校備品及び保存文書に関する事。
- (9) 予算計画に関する事。
- (10) その他開校に係る準備に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから行田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 小学校に在籍する児童の保護者の代表者
- (2) 小学校及び行田市立太田中学校（以下「小中学校」という。）の教職員
- (3) 小学校の通学区域の地域住民の代表者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から新しい学校の開校の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長及び副委員長は、委員の互選により定めるものとする。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、最初に招集すべき会議は教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、所掌事項を調査審議するため、専門部会を設置する。

2 専門部会は、委員会の指示により、所掌事項に係る資料収集、相互間の連絡調整及び関連する業務を行うものとし、その経過及び結果を委員会へ報告するものとする。

3 専門部会は、別表に掲げる者で組織し、同表に掲げる事項について専門的に調査検討を行うものとする。

4 専門部会の部会長及び副部会長は、部会に属する委員の互選により定めるものとする。

5 部会長は、専門部会の業務を総理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

8 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会に属する委員以外の者の出席を要請し、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第8条 委員の報酬は、無償とする。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 2 日から施行する。

別表（第7条関係）

部会名	委員	検討事項
学校運営部会	(1) 小学校に在籍する児童の保護者の代表者 (2) 小学校の教職員	(1) 校名、校歌、校章等に関する事 (2) 閉校及び開校に係る記念事業に関する事 (3) その他学校運営に関する事
通学部会	(3) 小学校の通学区の地域住民の代表者	(1) 通学路、通学方法、安全対策、スクールバスの運行計画等に関する事 (2) その他通学に関する事
P T A 部会	(1) 小学校に在籍する児童の保護者の代表者 (2) 小学校の教職員	(1) P T A等の組織及び運営に関する事 (2) 体操服等に関する事 (3) その他P T Aの運営に関する事
教育課程部会	(1) 小中学校の教職員	(1) 教育目標、教育課程及び学校行事に関する事 (2) 児童会に関する事 (3) 学校生活のきまりに関する事 (4) 学校の組織に関する事 (5) その他教育課程に関する事
事務部会	(1) 小学校の教職員	(1) 学校備品、教材備品、学校図書等に関する事 (2) 保存文書の整理等に関する事 (3) 予算計画に関する事 (4) その他学校事務に関する事